

議 案 参 考 資 料

[平成 30 年第 1 回定例会 (3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第 17 号 桐生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、医療と介護の連携を強化すること等を規定に定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

1 医療と介護の連携強化

事業者には、以下のことを義務づけます。

- ・入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を医療機関に提供するように利用者等に対し、依頼すること。
- ・利用者が医療系サービスを希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に対して必要な情報伝達や、ケアプランを交付すること。

2 公正中立なケアマネジメントの確保

事業者に対し、利用者やその家族に対しての契約にあたり、居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけます。

3 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等に、密接な連携を促進するため、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努める必要がある旨を明確にします。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、平成 27 年 3 月に本条例を制定しました。

制定の際に基準とした厚生労働省令(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)が一部改正されるため、それに合わせて本市の条例においても一部改正を行うものです。